

# 2023.7.1~

## 移住定住支援制度を拡充します

市内に初めて住宅を取得(相続・贈与・交換を除く)して定住する人を対象に交付している「住まいりー奨励金」が、令和5年7月1日住所異動分から「マイホーム取得支援金」に変わります。一層の移住定住促進のため、基本額や加算額の見直しを行います。

安中市内にこれから初めて住宅を取得する人、または安中市に移住を検討しているお知り合いにも、ぜひ周知をお願いします。



	住まいりー奨励金	マイホーム取得支援金 <span style="color: red;">NEW</span>
<b>対象者</b>	市内に初めて住宅を取得し、定住した人	市内に初めて住宅を取得し、定住した人
<b>対象期間(住所異動日)</b> ※取得住宅の所在地に住所を置くこと	令和5年6月30日以前	令和5年7月1日以降
<b>対象期間(住宅取得日)</b> ※所有権保存登記・所有権移転登記を行うこと	令和3年1月1日以降	令和3年1月1日以降
<b>基本額</b> ※住宅取得費用の3%相当額	上限5万円	上限10万円
<b>転入加算(市外から転入)</b> ※転入直前の3年間市内に住民登録がない場合に限る	一律5万円	一律5万円
<b>子ども加算</b> (中学生以下の子ども)	一律2万円	子ども1人あたり5万円
<b>空き家バンク加算</b> (市空き家バンク物件の取得)	一律3万円	一律3万円
<b>新幹線通勤加算</b> (県外へ定期券により新幹線通勤)	一律10万円	一律20万円

- 「住まいりー奨励金」および「マイホーム取得支援金」の申請期間は、いずれも取得した住宅の所在地に住所を置いてから1年以内になります。
- 「マイホーム取得支援金」の詳細は、市ホームページをご覧ください。
- 令和5年6月30日住所異動分までは、引き続き従来の「住まいりー奨励金」の該当になります。
- 住所異動時期により、該当の制度が異なりますので、注意してください。

問合せ▶ 困政策・デジタル推進課移住定住係 ☎内線1025

広 告

広 告

広 告

広 告

※広告内容については、広告主に直接お問い合わせください